

南種子町宇宙留学制度実施要綱（里親留学）

（目的）

第1条 南種子町宇宙留学制度（里親留学）（以下「宇宙留学制度」という。）は、南種子町内の小・中学校に転学を希望する児童生徒に対し、町内の受入れ保護者（以下、「里親」という。）や各実行委員会の協力を得て受入れを実施し、南種子町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童生徒の育成を図ることを目的とする。

（応募基準・決定）

第2条 宇宙留学制度（里親留学）の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童生徒
- (3) 宇宙に拓ける種子島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童生徒
- (4) 里親留学は、小学校2年生から中学校3年生までの児童生徒が、南種子町に委嘱された里親のもとで1年間の留学を行う。

2 里親留學生の決定は、原則、「宇宙留学申込書」の先着順とする。但し、応募児童生徒の健康状態、受入れ校の状況、里親の確保など総合的に勘案して、南種子町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の承認を経て、南種子町宇宙留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が決定する。

（宇宙留学（里親留学）の期間）

第3条 宇宙留学の期間は、原則として1年とする。

（履行事項）

第4条 決定を受けた里親留學生、実親及び里親は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 転学する校区内に里親留學生が住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 宇宙留学に関する契約書の締結は、宇宙留学実行委員会（以下「実行委員会」という。）の立会いの上で行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、里親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 児童生徒は、携帯電話、パソコン、スマートフォン等（ゲーム機を含む）を里親宅に持ち込まないこと。

（宇宙留学（里親留学）の経費）

第5条 宇宙留学（里親留学）に係る里親への委託料は、月額8万円とする。その内訳は、実親4万円、町助成金4万円とする。また、それぞれ委託料は、連絡協議会から月末までに里親口座に入金する。

- 2 実親が負担する留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満については、1,400円に日数を乗じた額とする。
- 3 宇宙留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費、宇宙留学諸活動に係る一部負担金及びその他児童生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。
- 4 長期休業中における昼食代については、実親は、1日300円を里親に支払うものとする。
- 5 実親は、4月分から翌年2月分まで、毎月前月末までに委託料を支払う。長期休業中の委託料・昼食代等は連絡協議会からの請求により、実親が連絡協議会へ2月中に支払う。連絡協議会は、支払い内容を確認の上、長期休業中の委託料・昼食代等を3月中に里親口座へ入金する。

(里親の委嘱と義務)

第6条 里親は、宇宙留学制度を理解し、受入れ児童生徒を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から、連絡協議会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

2 里親は、実親とよく連携を図り、受入れ児童生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。また、実施要綱や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、里親を辞退しなければならない。

3 里親留学生の受入れは、1家庭、原則2人までとする。

(事故発生時の処置)

第7条 里親留学生に病気または何らかの事故があった場合は、その実情に応じ、里親が適切な処置を行う。

2 里親は、実親に速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、実行委員会に経過を報告するものとする。また、必要に応じ、実行委員会及び連絡協議会が所要の対応を行うものとする。

(里親留学生の帰省等)

第8条 里親留学生が、長期休業中に滞在しようとする場合は、実親と里親が協議し決定しなければならない。また、実家までの帰省等については、実親または実親に委任を受けた者が引率しなければならない。

(契約の解約)

第9条 次の事項に該当する場合は、実行委員会の立会いの上で、解約することができる。

(1) 児童生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき

(2) 第5条に規定する委託料や負担金及び負担金その他納付金の不納及び契約違反が生じたとき

(3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき

(4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき

(その他)

第10条 里親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合は、速やかに実行委員会に連絡するとともに、その期間の留学生の宿泊等については、実行委員会と協議の上、定めるものとする。その場合の委託料は、1人1泊2,700円とし、1か月の総額が80,000円を超える場合は委託料1か月分を当てるものとする。

2 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、実親、里親、実行委員会が協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成31年度から適用する。